

福島市工事成績評定評価委員会要綱

(趣旨)

第1 本要綱は、市に設置する福島市工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）の設置に関して必要な事項を定めるものである。

(委員会の事務)

第2 委員会は、市に係る工事で、次の事項について審議するものとする。

(1) 福島市請負工事成績評定要綱第7条に基づき通知した評定について、同要綱第9条により契約権者から説明を求められた場合

(2) その他工事成績評定の運用に係る事項

第3 委員会は、次の者で組織する。

(1) 財務部次長

(2) 当該工事担当次長

(3) 契約検査課長

(4) 工事検査室長

(5) 当該工事担当課長

(6) 当該工事担当検査員

2 委員長は、財務部次長とする。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が職務を代理する。

(委員会の招集)

第4 委員会は、委員長が必要と認めた場合、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

3 受注者から説明を求められた内容等について、簡易で事務的に処理できるものについては、委員長の了解のもとに処理できるものとする。

(委員会の庶務)

第5 委員会の庶務は、財務部契約検査課が行う。

附則

・ この要綱は、平成16年10月1日から適用する。

附則

・ この要綱は、平成22年10月1日から適用する。

附則

・ この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附則

・ この要綱は、平成27年4月1日から適用する。